

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年10月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300138号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300019号

## 第1 結論

平成4年\*月から平成5年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年\*月から平成5年5月まで

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、大学生の間は母親が国民年金保険料を立替えて支払う旨申出てくれたので、私の大学生期間の国民年金保険料を納付してもらった。

母親は、定期的に自宅を訪問していたA銀行(当時)の行員に国民年金保険料を納付したと言っている。納付記録のエビデンスはないが、母親が言っていることは間違いないと思うので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続については覚えていないが、自身が大学生であった請求期間に係る国民年金保険料については、母親が立替えて納付してくれていた旨主張しているところ、請求者の母親は、請求者が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと思う旨回答している。

しかしながら、オンライン記録により、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)\*に係る被保険者資格の取得日を平成4年\*月\*日とする入力処理が平成7年7月18日に行われていることが確認できることから、平成7年7月頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認でき、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間当時に請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求期間当時に請求者が住民登録していたとするB市は、請求者の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については、保存期限経過により、保管

していない旨回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。